

第 9 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成 2 8 年 5 月 2 7 日 (金)

熊谷市農業委員会

第9回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成28年5月27日(金)午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成28年5月27日(金)午前10時22分
- (3) 場 所 妻沼行政センター201会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 18名
- (2) 欠席数 1名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	欠	泉 二 良	12	出	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	出	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	出	菊 地 修一郎	19	出	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
ワグザバー 会長 茂木 友秀					

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 5 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満）

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第9回農地部会を開会いたします。

(森部会長)

本日の欠席委員は、2番泉二良、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任の声がありましたので、19番大澤芳明委員、3番青木登喜代委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第9回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)

以上、5件ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年5月17日、水野委員、木村委員、江南行政センター笠原副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保

有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10a当たりの価格は、〇〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年5月9日、関口委員、水野委員、事務局渋澤次長、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 次の議案の議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号2と関連があります。また、議案番号3は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1と関連がありますので、この後、それぞれセットで同時に御審議いただきたいと思えます。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、そのように決めます。

議 長 次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号2についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1及び議案第3号農地法第5条議案番号2は、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図になっている別紙資料により説明します。

【議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種です。敷地拡張後の面積は、483.52㎡です。周囲は一部既設の鉄筋コンクリート土留、コンクリートブロック擁壁がございます。

【議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号2について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号2は、農地区分は2種です。敷地拡張後の面積は、483.52㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

申請のきっかけは、申請者が土地を調査したところ、宅地の北側と南側の農地を宅地として使用していたため、是正するものです。図面の真ん中の○○○○○は宅地で、北側の申請地○○○○○は畑で24㎡、宅地の南側の申請地、○○○○○は畑の54㎡です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番

号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第3号農地法第5条議案番号1は、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図になっている別紙資料により説明します。

【議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号3は、農地区分は2種です。敷地拡張後の面積は、1583.99㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁と石垣がございます。

【議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1について、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種です。建築物は、木造2階建、周囲は一部既設のコンクリートブロック土留と新設のコンクリートブロック土留です。

図面の黒く斜線を引いた部分が今回の農地法第4条の申請地、農家住宅敷地拡張部分です。自宅は申請地の北側で、宅地の面積は1105.53㎡です。昭和の初期から西側の道路から出入りとして使用している部分と庭木がある部分を是正するものです。図面の縦線を引いた部分が農地法第5条の申請地で、息子が親の土地を使用して住宅を建てる部分となっています。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公

簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号2は、農地区分は2種、建築物は、軽量鉄骨造・車庫兼物置、既設1棟です。敷地拡張後の面積は、661.18㎡です。周囲は一部既設の鉄筋コンクリート土留と生垣がございます。

申請のきっかけとしましては、申請者の息子が自己用住宅を計画したところ、自宅南側の農地に農地以外で使用していることが判明したため、これを是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9は、議案第5号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未滿)と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思ひます。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9及び議案第5号農地法施行規則第29条第1項第1号の規

定による届出について（2 a 未満）を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9及び議案第5号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2 a 未満）は、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は公図写になっている別紙資料により説明します。

【議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9について、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号9は、農地区分は2種です。建築物は、木造2階建です。被害防除につきましては、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枳を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁とのり面仕上げです。

農地法施行規則第29条について説明します。これは、農地法第4条の農地転用の制限の例外です。【農地法第4条の該当する条文、施行規則第29条の該当部分を朗読し説明】今回の案件は、この追認になります。

【議案第5号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、議案書に記載された内容のうち、申請者の住所・氏名、最初の申請地の地番・公簿地目・申請面積、申請目的、建築面積、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請のきっかけは、息子が分家住宅を計画したところ、宅地の東側の農地が農業用物置敷地として使用されていたため、これを是正するものです。図面の斜線部分が今回の2 a 未満の届出の申請地です。〇〇〇番の宅地が譲渡人の自宅です。農業用物置は、農機具、トラクター、稲わらが置かれており、今後も使用していきたいということで、申請に至りました。縦線の部分が農地法第5条の自己用住宅の申請地で、〇〇〇〇〇は道路後退部分です。

議長

事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。

この2件の採決につきましては、先に違反の是正案件の2 a 未満の届出から行います。議案第5号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2 a 未満)、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1、2、9以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号3は、農地区分は2種、建築物は、木造平屋建です。道路と水路を含めた全体面積は、274㎡です。汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枳を設置します。こちらの案件は○○○○○○○○○○の案件です。場所は○○○○○○○○○○で、○○○○○○○○○○の境付近です。○○○○○○○○○○に決まりました。○○○○○○○○○○○○○○○○です。

議案番号4は、農地区分は1種、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。建築物は木造2階建です。

議案番号5は、農地区分は1種です。農振除外は平成27年1

2月8日です。建築物は鉄骨造平屋建客殿（集会場）、駐車場40台分です。周囲は一部既設の生垣で、駐車場部分の路面施工は砂利敷仕上げです。客殿とは寺などで、客を接待するための建物のことを呼んでいます。檀家の法事の食事などを行う予定です。現在45台分の駐車場が確保されていますが、こちらがいっぱいになり、道に置かざるを得ない状況から駐車場を確保するものです。

議案番号6は、農地区分は2種、太陽光発電施設として、太陽光パネル120枚、発電出力は27.5kwです。周囲は新設のフェンスの計画です。

議案番号7は、農地区分は1種、建築物は木造2階建です。周囲は新設のコンクリートブロック擁壁です。申請地の登記地目は宅地ですが、現況が畑のため、農地転用の手続きが必要になります。

議案番号8は、農地区分は1種、駐車場94台分です。路面施工は砂利敷仕上げで、周囲は新設のコンクリートブロック土留です。譲受人は〇〇〇〇〇〇を運営しています。今、利用している駐車場の一部に新たに、1階建ての訪問看護ステーションと介護施設を建設が予定されています。駐車場の台数が減ってしまうことを補うため、新たに駐車場用地を確保する申請です。現在263台置くことができる駐車場は、予定されている建築物で台数は減りますが、申請地を加えることで、271台分の駐車場が確保できる計画です。

議案番号10は、農地区分は2種です。太陽光発電施設として、太陽光パネル648枚、発電出力は49.5kwの2ブロックです。周囲は新設のフェンスの計画です。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

（ 発言なし ）

議長 よろしいでしょうか。
特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1、2、9以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

議 長 次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は大変多く、議案番号86から310、312から351の265件であります。議案番号311については欠番となっております。

まず、全体の説明ですが、総筆数は557筆、総面積は762,111.64㎡で、田は474筆667,207.64㎡、畑は83筆94,904㎡、賃貸借は436筆638,857㎡、使用貸借は121筆123,254.64㎡です。設定の期間は、3年未満が5筆9,586㎡、3年以上6年未満が266筆334,065.64㎡、6年以上が286筆418,460㎡です。設定の区分は、再設定の計画が140件292筆、437,121.64㎡、新規の計画が125件、265筆324,990㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、122件で313,954㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借受けですが、42件で139,643㎡、農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を使った借り受けは18件で129,589㎡となっております。

認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は、139件で全体の約52%となります。

上記以外の担い手の借り受けは、83件で178,925.64㎡となっております。

以上、265件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

(○○○○○○) ます。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号191について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

(○○○○○○)

○委員は入室してください。

[○委員 入室]

議 長 それでは、ここで○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

(○○○○○○)

[○ ○○○○○ ○○○○]

議 長 次に、議案番号252、253、256については、○○○委員が受入である○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○になっています。また、議案番号254、255については、○○○委員が受入となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたしません。

(○○○○)

○委員、一時退席をお願いします。

[○委員 退席]

議 長 それでは、議案番号252から256の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号252から256について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

○委員は入室してください。

[○委員 入室]

議 長 次に、議案番号314については、○○○○委員が受人になっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

○○委員、一時退席をお願いします。

[○○委員 退席]

議 長 それでは、議案番号314の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号314について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

○○委員は入室してください。

[○○委員 入室]

議 長 次に、議案番号117、118、148、191、252から256、283から287、314以外の案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認についての議案番号117、118、148、191、252から256、283から287、314以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございます。

農業委員会事務局職員

局長

澤田 英夫

次長兼農地係長

渋谷 薫

主査

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主事

樋口 祥平

農業振興課主任

杉本 正代

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成28年5月27日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀

議 長 森 宏 志

署名委員 大 澤 芳 明

署名委員 青 木 登喜代